明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○財務省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務四〇）　一
○自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令（防衛九）　二

〔告　示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁六六）　四
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務三一三）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務二九〇）
○ニューバガモヨ道路拡幅計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九一）
○財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件の一部を改正する件（財務二〇九）　四
○外国為替令第二十五条第一項の規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件を廃止する件（同二一〇）
○健康保険組合の解散を認可した件（厚生労働二三八）
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同二三九）
○保安林の指定をする件（農林水産八九三～九〇〇）
○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通六四三）
○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（同六四四）
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人の住所等を変更した件（同六四五）
○道路に関する件（関東地方整備局二七一）
○浄化槽の型式の認定を更新した件（中部地方整備局八三）
○道路に関する件（中国地方整備局一一七、一一八）

〔国会事項〕
総務省　財務省　最高裁判所　山形県　東京都　岐阜県　静岡県　三重県　京都市

〔人事異動〕

〔官庁報告〕
官庁事項
蓮舫（本名　村田蓮舫）国務大臣（内閣府特命担当大臣（行政刷新））の名前の件（内閣官房）　四
紛失された外交官等身分証明票の無効について（外務省）　五
法　務
刑事補償法による補償決定の公示（東京地方裁判所）　六
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　九

省　令

○財務省令第四十号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項並びに第四条第一項及び第四項の規定に基づき、並びに同法及び財務省関係の法令を実施するため、財務省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十日

財務大臣　野田　佳彦

財務省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

財務省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年財務省令第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　行政機関等以外の者との間における行政手続等（第三条―第七条）」を「第二章　行政機関等以外の者との間における行政手続等（第八条・第九条）」を「第三章　行政機関等との間における行政手続等（第三条・第四条）」に、「第四章」を「第三章」に、「第十条」を「第五条」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この省令において、「法令」とは、法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。

第二章を削る。

第三章中第八条を第三条とし、第九条を第四条とする。

第三章を第二章とする。

第四章中第十条を第五条とする。

第四章を第三章とする。

別表第一及び別表第二を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（外国為替に関する省令の一部改正）

2　外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第三項中ただし書を削る。

第九条第一項ただし書を削り、同条第二項中「（前項ただし書の規定により行われた許可の申請にあつては、財務大臣）」を削る。